

南魚沼管内における「特別認定市内業者」の取扱いについて

平成 23 年 5 月 1 日施行

建設投資の減少など建設企業を取り巻く社会状況は厳しさを増しています。地域の経済と雇用を支える基幹産業である建設業においては、その地元企業の適正な受注機会を確保する必要があります。このため、建設業法上の許可を得た南魚沼管内（南魚沼市及び湯沢町）に有する従たる営業所については、開設時期、施工技術及び従業員の雇用等を勘案し、一定の条件を満たした場合に「特別認定市内業者」として、管内に本社を有する業者と同様に建設工事等に関し事業活動を行い、管内において有形無形を問わず貢献しているとして管内に本社を有する業者に準ずるものとして認定します。

認定対象業者は「特別認定市内業者（略称：「特認市内）」と表記し、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの認定とする。

認定登録は毎年見直しを行い、条件の適合・不適合の確認は入札参加資格申請及び事業所実態調査に準じて書類の提出を求め、必要のある場合は立ち入りし実態を調査するものとする。

（１）特別認定市内業者 認定条件

建設工事

- ア) 南魚沼管内に建設業法に基づく許可を受けた従たる営業所を有し、かつ南魚沼管内に開設の日から 10 年以上経過していること。
- イ) 従たる営業所等に 2 名以上の技術者を有すること。
- ウ) 従たる営業所等の常勤雇用従業員が 5 名以上で、且つ、管内に住所を有する者を 2 名以上有すること。

（２）適用工事範囲

南魚沼市内に営業所を有する特別認定市内業者については南魚沼市が発注する全ての工事を適用範囲とし、湯沢町に営業所を有する特別認定市内業者については湯沢町が費用の一部または全部を負担して南魚沼市が発注する工事を適用範囲とする。

（３）確認基準日等

次年度の認定を希望する業者は毎年 3 月 1 日を基準とし、当該営業所等の状況を指定する書類により 3 月 10 日までに報告するものとする。

（４）その他

一旦認定を受けた業者でも、資格要件を満たさないことが判明した場合は、認定を取り消すことがある。